

●給与及び公的年金等（雑）所得の計算

（注）次に当てはまる方はこの用紙では所得の計算ができませんので、電話にてお問い合わせください。

- ・給与等の収入金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合
- ・給与等の収入金額が850万円を超え、23歳未満の扶養親族がいる場合
- ・公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合

次の①～③のどれに当てはまるか確認のうえ、記載の手順により計算してください。計算にあたっては給与支払元や年金支払元から配布された源泉徴収票をご用意ください（見方は裏面をご参照ください）。複数より給与及び年金を受けている場合はそれぞれ合算のうえ、計算してください。

①給与収入があるが、公的年金等による収入はない方

表1で給与所得控除後の給与等の金額を計算し、計算結果を申告書表面「⑥」欄へ転記してください。

②公的年金等による収入があるが、給与収入はない方

表2で公的年金等の雑所得の金額を計算し、計算結果を申告書表面「⑦」欄へ転記してください。

③給与収入と公的年金等による収入の両方がある方

- 1、表2で公的年金等の雑所得の金額を計算し、計算結果を申告書表面「⑦」欄へ転記してください。
- 2、表1で給与所得控除後の給与等の金額を計算してください。
- 3、表3で、1、2で計算した額を元に給与所得を計算し、申告書表面「⑥」へ転記してください。

表1（給与所得控除後の金額計算）

給与の収入額（A）	給与所得金額（C）	
550,999円以下	0 円	
551,000円 ～ 1,618,999円	A-550,000円	円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000 円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000 円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000 円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000 円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	A÷4 (千円未満切捨)	B×2.4+100,000円 円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	B	B×2.8-80,000円 円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	,000円	B×3.2-440,000円 円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	A×0.9-1,100,000円 円	
8,500,000円以上	A-1,950,000円 円	

表2（公的年金等の雑所得金額計算）

公的年金等の収入額（D）		公的年金等の雑所得（E）
昭和35年1月2日以後生まれ	600,000円以下	0 円
	600,001円 ～ 1,299,000円	D-600,000円 円
	1,300,000円 ～ 4,099,999円	D×0.75-275,000円 円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	D×0.85-685,000円 円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	D×0.95-1,455,000円 円
	10,000,000円以上	D-1,955,000円 円
公的年金等の収入額（D）		公的年金等の雑所得（E）
昭和35年1月1日以前生まれ	1,100,000円以下	0 円
	1,100,001円 ～ 3,299,999円	D-1,100,000円 円
	3,300,000円 ～ 4,099,999円	D×0.75-275,000円 円
	4,100,000円 ～ 7,699,999円	D×0.85-685,000円 円
	7,700,000円 ～ 9,999,999円	D×0.95-1,455,000円 円
	10,000,000円以上	D-1,955,000円 円

表3（調整控除後の給与所得計算）

表1の計算額（C）+表2の計算額（E）	(F) 円
(F)が10万円を超える ↓	
給与所得金額（表1の計算額（C））	(最高10万円) (G) 円
公的年金等の雑所得の金額（表2の（E））	(最高10万円) (H) 円
所得金額調整控除額	((G)+(H))-10万円 (I) 円
調整控除後給与所得額（表1の（C）-（I））	円

(F)が10万円以下 ↓

表1（C）の金額を申告書表面⑥へ転記してください。

申告書表面⑥へ転記してください↑

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	有田市箕島〇〇番地								
	氏名	有田 太刀魚								
種 別	支 払 金 額	給与所得控除後の金額 (調整控除後)	所得控除の額の合計額	源 泉 徴 収 税 額						
給 料 ・ 賞 与	6,847,500	5,062,750	4,669,846	0						
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額	控 除 対 象 扶 養 親 族 の 数 (配偶者を除く)	16歳未満扶養親族の数	障 害 者 の 数 (本人を除く)	非居住者である親族の数					
有 従 有	380,000	特 定 老 人 其 他	1 1 4	5	2					
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額						
909,846		120,000	50,000	19,600						
(摘要) (1)有田五郎 (2)有田六郎(02) (3)有田四季子(16歳未満)										
源泉徴収時所得税減税済額 0円 控除外額 390,000円										
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額					
180,000	100,000	90,000	360,000	180,000						
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等年末残高(1回目)						
2	29	1	10	11,500,000						
住宅借入金等特別控除の内訳	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等年末残高(2回目)						
205,000	4	5	20	9,000,000						
(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ) ア リ ダ ミ カ ン	区分	配偶者の合計所得	国民年金保険料等の金額	旧長期損害保険料の金額					
	氏名 有 田 蜜 柑		100,000	176,460	196,000					
控除対象扶養親族	(フリガナ)	区分	16歳未満の扶養親族	基礎控除の額	所得金額調整控除額					
	氏名 有 田 一 郎	01								
	(フリガナ)	区分								
	氏名 有 田 次 郎									
控除対象扶養親族	(フリガナ)	区分	16歳未満の扶養親族	基礎控除の額	所得金額調整控除額					
	氏名 有 田 三 郎									
	(フリガナ)	区分								
	氏名 有 田 四 郎									
未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職	受給者生年月日
									就職退職 年 月 日	元 号 年 月 日
									6	昭和 33 1 1
支払者	住所(居所)又は所在地	和歌山県有田市箕島〇〇番地〇〇〇								
氏名又は名称	株式会社 美味しい蜜柑 (電話) 0737-83-〇〇〇〇									

この部分が給与の収入額です

令和 6 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所					
	(フリガナ)					
氏 名	生年月日	年 月 日				
区 分	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額				
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分						
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分						
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分						
所得税法第203条の3第7号適用分						
本 人	源泉控除対象配偶者の有無等	控除対象扶養親族の数	16歳未満の扶養親族の数	障害者の数	非居住者である親族の数	社会保険料の額
特別障害者	その他の障害者	特別寡婦	寡婦寡夫	一般 老人	特 定 老 人 其 他	
源泉控除対象配偶者		控除対象扶養親族				
(フリガナ)	区分	(フリガナ)	区分			
氏名		氏名				
(摘要)		(フリガナ)				
源泉徴収時所得税減税済額 × × × × 円		氏名				
控除外額 × × × × 円						
支払者	法人番号					
	所在地					
	名称	電話番号				

この部分が公的年金等の収入額です

「所得額」は別紙2表面の表2で確認してください